

別表の変更来歴

変更年月日	変更内容
2008年7月1日	<p>別表 3.3 に顧客要求による 8 物質を追加。 PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸塩)、TBBP-A(Tetra-Bromo-Bisphenol-A)、多環芳香族炭化水素、エチレングリコールメチルエステルおよびエチルエステルとそれらの誘導体、ポリ塩化ビニルおよびそのモノマー、ベリリウム及びその化合物、ハロゲン化ダイオキシン、フラン</p>
2009年1月1日	<p>(4) 別表 3.1 及び 3.2 に REACH 規則の SVHC(高懸念物質)候補リストの 15 物質(第 1 回)を追加。 アントラセン、4,4'-メチレンジアニリン、フタル酸ジイソブチル、塩化コバルト、五酸化ニヒ素、三酸化ニヒ素、ニクロム酸ニナトリウム・ニ水和物、ムスクキシレン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、ヘキサブロモシクロドデカン、短鎖型塩化パラフィン、トリブチルスズオキシド、ヒ酸鉛、ヒ酸トリエチル、フタル酸ブチルベンジル</p> <p>(2) 別表 3.3 に顧客要求による 19 物質を追加。 アスベスト(石綿)類、臭素系難燃剤、特定のアゾ染料、塩素化炭化水素、ホルムアルデヒド、ホルムアルデヒド(放出)、六価クロム及びその化合物、ニッケル、オゾン層破壊物質、多環式芳香族炭化水素、PFOS(パーフルオロオクタンスルホン酸塩)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)、ポリ塩化ナフタレン、ポリ塩化ビニル(PVC)、放射性物質、トリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT)、トリブチルスズオキシド(TBTO)</p>
2010年7月1日	<p>(4) 別表 3.1 及び 3.2 に REACH 規則の SVHC(高懸念物質)候補リストの 14 物質(第 2 回)及びアクリルアミドを追加。 アントラセン油 5 物質、コールタールピッチ、耐熱セラミック繊維 2 物質、2,4-ジニトロトルエン、フタル酸ジイソブチル、クロム酸鉛、硫酸モリブデン、クロム酸鉛、黄鉛、リン酸トリス(2-クロロエチル)、アクリルアミド</p> <p>(2) 別表 3.3 に顧客要求による 8 物質を追加。 酸化ベリリウム、臭素系難燃剤、塩素系難燃剤、ムスク化合物、揮発性有機化合物(VOC)、ビスフェノール A、トリクロサン、界面活性剤</p> <p>(3) 別表 2.の変更。</p> <p>(4) 別表 3.1,3.2,3.3 より JEITA 分類 No.の削除。</p>
2010年9月1日	<p>(1) 別表 3.1 及び 3.2 に REACH 規則の SVHC(高懸念物質)候補リストの 8 物質(第 3 回)を追加。 トリクロロエチレン、ホウ酸、四ホウ酸二ナトリウム無水和物(ホウ砂)、七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物、クロム酸ナトリウム、クロム酸カリウム、ニクロム酸アンモニウム、重クロム酸カリウム</p> <p>(2) 下記の 6 物質が TBT 通報にて認可対象物質となったことにより、別表 3.2(管理物質)の SVHC(高懸念物質)候補リストから別表 3.1(禁止物質)の SVHC(高懸念物質)候補リストに変更。 4,4'-メチレンビスアニリン、フタル酸ジブチル、ムスクキシレン、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、ヘキサブロモシクロドデカン、フタル酸ブチルベンジル</p>

変更年月日	変更内容
2011年1月14日	<p>(1) 別表 3.1 及び 3.2 に REACH 規則の SVHC(高懸念物質)候補リストの 8 物質(第 4 回)を追加。</p> <p>硫酸コバルト (II)、硝酸コバルト (II)、炭酸コバルト (II)、酢酸コバルト (II) セロソルブ、メチルセロソルブ、無水クロム (VI) 酸、クロム酸・重クロム酸</p>